

株主各位

第50回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概況
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2024年6月1日から2025年5月31日まで)



シグマ光機株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概況

当社は、以下のとおり、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を定めております。

【コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】

1. 基本的な考え方

当社は、当社グループの「光産業を通じ、社会に貢献します」という経営理念に基づき「皆様の社会や暮らし、そしていのちを支える価値ある光ソリューションの提供」というものづくり企業としての責任の下、公正・健全かつ透明な事業活動を通じて、社会課題の解決と持続可能な社会の発展に貢献することを目指しています。

2. 基本方針

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保します。
- (2) 株主及び投資家をはじめ、お客様、取引先様、社会、従業員を含む様々なステークホルダーの立場や権利を尊重し、適切な協働関係を構築します。
- (3) 株主共同の利益の向上に向け、会社情報を適切に開示し、株主との間で建設的な対話を通じて経営の透明性を確保します。
- (4) 社外取締役の活用など、経営の客観性・透明性を向上させる組織体制を構築し、取締役会による業務執行に対する監督（モニタリング）機能の実効性を高めます。

当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制につきましては、以下のとおりに体制を構築し、ガバナンスの向上に取り組んでおります。

I. 業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しています。その概要は以下のとおりです。

(1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、「共生する社会への感謝を胸に、光産業を支えるものづくりを通じて社会に貢献していく」という経営理念、社是、経営基本方針及びサステナビリティ基本方針、コーポレートガバナンス基本方針、シグマ光機行動規範を、企業活動を行う際の基本とし、それに基づいた活動を行っていきます。
- (ロ) 当社及び当社子会社は、当社及び当社子会社の経営理念や経営基本方針等に基づき、グループとしての総合的な事業の発展を図るべく、相互に緊密な連携の下に、当社及び当社子会社の経営を円滑に遂行していきます。

- (ハ) 当社は、毎月1回及び適時に開催される当社の取締役会において、当社及び当社子会社の月次決算や業務遂行状況等の報告を行わせることにより、当社及び当社子会社で構成されるグループ全体の経営方針や経営計画の実施状況、経営の意思決定プロセス並びに業務執行の状況を把握しています。
- (ニ) 当社は、当社の常勤取締役、執行役員、本部長及び部門長により構成される経営会議を設置し、原則毎月1回開催しています。経営会議では、当社及び当社子会社の業務が適正に遂行されていること及び役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することの確保に努めています。また、経営会議の配下にサステナビリティ委員会、危機管理委員会並びにコンプライアンス委員会を設置し、サステナブルな企業活動の推進に努めています。
- (ホ) 当社は、当社の業務執行取締役、執行役員、本部長及びグループ子会社役員を務める当社経営幹部により構成される業務推進会議を設置し、原則毎月1回開催しています。業務推進会議では、経営方針・経営計画に基づく各本部の中期事業計画の策定や、当社及び当社子会社の業務の執行が取締役会の決定方針に基づいて適切に執行されるよう、具体的な執行戦略あるいは重要な執行案件についての審議や意見交換を実施しています。また3ヶ月毎を目途に、業務推進会議メンバーにグループ子会社のCEO、理事長等も参加したグローバル・コーディネーション・ミーティング（GCM）を開催し、子会社経営陣の意見や情報等がダイレクトに当社グループ全体の経営と業務執行に反映できるように努めています。
- (ヘ) 当社は、当社の監査役会の定める監査方針に従い、当社の取締役の職務執行についての監査を行っていきます。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (イ) 当社は、法令及び文書管理に関する社内規程等に基づき、職務執行に係る情報の保存・管理を行っていきます。
- (ロ) 当社は、当社の取締役会議事録及び稟議書についての保存・管理を、厳格に行っていきます。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社及び当社子会社の業務執行及び財産に係るリスクについては、リスクマネジメントに関する規程等に基づき、当社の業務を担当する各部門がこれを認識・把握するとともに、当社の管理部門を中心として組織横断的なリスクへの対応を図っていきます。

(4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 当社は、当社の取締役会規則に基づき取締役会を毎月開催し、当社及び当社子会社の業務の執行状況や課題の解決策等を確認・検討・決定していきます。
- (ロ) 当社は、毎月1回及び適時に開催される経営会議及び業務推進会議（含むGCM）において、取締役会付議案件の事前審議あるいは懸案事項の部門間調整や情報交換等を行うとともに、取締役会の決定方針に基づく具体的な執行戦略あるいは重要な執行案件について審議や意見交換を行っております。

- (ハ) 当社は、当社の取締役会の決定に基づき、当社における業務執行については、業務分掌に関する当社の社内規程等に則って的確に実行し、当社子会社における業務執行については、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じ適切な指示、指導を行います。

(5) 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (イ) 当社は、当社子会社に対して、当社及び当社子会社に関する社内規程等に基づき、各社の重要事項については当社に対する報告を求めています。
- (ロ) 当社子会社のＣＥＯ、董事長等は、適宜必要に応じて当社の取締役会あるいは経営会議又は業務推進会議（含むＧＣＭ）に出席し、各社の重要事項についての報告を行っております。
- (ハ) 当社子会社の組織的かつ効率的な業務執行と経営管理体制の強化を目的として、当社の経営幹部社員が当社子会社の取締役又は監査役に就任しております。当該経営幹部社員は、当社子会社の毎月の取締役会や適宜開催される各種会議に参加し、当該子会社の業務執行のプロセスの適正性やリスク管理体制などを管理監督し、健全かつ透明性の高い業務執行が行われるよう、必要に応じ適切な指示、指導を行います。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (イ) 当社内部監査室については社長又は非業務執行取締役の所管として、執行部門から独立した組織としています。
- (ロ) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人については、監査役の要請があった場合は速やかな人員配置を行います。
- (ハ) 前号の使用人については、当社の監査役に専属することとし、他の業務を兼務させないことにより、その者に対する監査役の指示の実効性を確保します。

(7) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制並びに通報者保護の体制

- (イ) 当社内部監査室は、当社各部門及び当社子会社の業務監査を行い、その結果や状況を定期的に当社の監査役に報告しています。
- (ロ) 当社の取締役及び使用人は、法令・規則、定款、社内諸規程、サステナビリティ基本方針、コーポレートガバナンス基本方針、シグマ光機行動規範等に基づき、違反行為や当社及び当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに直接又は社内ホットライン規程に基づくコンプライアンス推進事務局を通じて当社の監査役に報告するものとしています。
- (ハ) 当社及び当社子会社では、社内ホットライン規程並びにコーポレートガバナンス基本方針、シグマ光機行動規範に基づき、通報者が報告をしたことを理由として不利益を被らないよう、通報者保護を図っています。

(8) 当社子会社の取締役及び使用人から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制並びに通報者保護の体制

- (イ) 当社子会社の取締役及び使用人は、法令・規則、定款、社内諸規程、サステナビリティ基本方針、コーポレートガバナンス基本方針、シグマ光機行動規範等に基づき、違反行為や当社及び当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当社内部監査室又は当社コンプライアンス推進事務局に報告するものとしており、当社内部監査室又は当社コンプライアンス推進事務局を通じて当社の監査役に報告するものとしています。
- (ロ) 当社及び当社子会社では、社内ホットライン規程並びにコーポレートガバナンス基本方針、シグマ光機行動規範に基づき、通報者が報告をしたことを理由として不利益を被らないよう、通報者保護を図っています。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査役会は、監査役会規程及び監査役監査基準に従い、監査費用の予算等、監査役がその職務を執行するうえで必要と認めた事項について、独立して決議する権限を有し、緊急又は臨時に支出した費用については、事後に当社に償還を請求することができます。

(10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (イ) 当社の監査役は、当社取締役及び会計監査人と定期的に意見交換を実施します。
- (ロ) 当社の監査役は、当社各部門及び当社子会社の業務監査を定期的を実施します。
- (ハ) 当社の監査役は、当社の取締役会及び重要な会議に随時出席して、当社の取締役の業務執行を監視するとともに、必要に応じて当社及び当社子会社の取締役及び使用人から業務執行状況を聴取し、確認する体制を維持しています。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社子会社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で臨み取引関係も含め一切の関係を持たないこととしております。その不当な要求等に対しては、法令及び社内規程等に基づき、断固たる姿勢で組織的に対応してまいります。反社会的勢力による接触、不当要求や妨害行為が発生した場合は、顧問弁護士及び警察等の関係機関と連携を図りつつ、総務部が統轄部署となり対処するとともに、社内への報告並びに注意を促すこととしております。

Ⅱ．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、内部統制システム構築に関する基本方針に定める体制に基づき、下記の取り組みを実施しました。

(1) コンプライアンス体制に関する取り組み

当社は、毎月 1 回開催する経営会議の下部組織としてコンプライアンス委員会を設置し、原則 3 ヶ月に 1 回、開催しています。コンプライアンス委員会では、当社及びグループ会社のコンプライアンス状況の監視とコンプライアンス体制の確保に努めております。また、「コンプライアンス規程」を制定し、当社におけるコンプライアンスの推進と徹底を図っております。さらに「社内ホットライン規程」を制定し、法令違反・不正行為の防止・早期発見を目的として、総務部が窓口となり「社内ホットライン」を設置しております。内部通報者及び調査協力者に対しては、不利な取り扱いを受けない旨を定めております。

(2) リスク管理体制に関する取り組み

当社は、毎月 1 回開催する経営会議の下部組織として危機管理委員会を設置し、原則 3 ヶ月に 1 回、開催しております。危機管理委員会では、当社及びグループ会社の経営に重大な影響を及ぼすリスク発生の未然防止やリスク発生時の被害を最小限にとどめることを目的として、当社及びグループ会社のリスク管理体制の確保に努めております。また、「リスクマネジメント規程」を制定し、当社におけるリスク管理の推進と徹底を図っております。

(3) 取締役の業務執行に関する取り組み

当社は、取締役会において、重要事項の決定や取締役の業務執行状況の監督等を行っており、当該事業年度については、17 回開催しております。また、4 名の社外取締役は、取締役会をはじめ重要な会議に出席し、適宜忌憚のない意見を述べ、経営の監視・監督に努めております。

(4) グループ会社管理に関する取り組み

当社は、サクセッションプランも踏まえたグローバル視点及び経営経験を持った人材育成の推進と、グループ会社の経営の監督機能の強化を目的として、当社経営幹部がグループ子会社の役員を務めております。グループ子会社役員を務める当社経営幹部は、毎月 1 回開催される当社取締役会において、グループ会社の月次決算や業務遂行状況等の報告を行わせることにより、グループ会社の経営方針や経営計画の実施状況、経営の意思決定プロセス並びに業務執行の状況を把握しております。また、業務推進会議メンバーにグループ子会社の CEO、理事長等も参加したグローバル・コーディネーション・ミーティング（GCM）を開催し、当社グループ全体の課題の把握と解決策の審議や意見交換を行い、当社グループ全体の経営と業務執行の円滑な推進に努めております。

(5) 内部監査の実効性確保に関する取り組み

当社は、内部監査室を設置しており、専任の使用人を配置しております。内部監査室は、当社各部門及び当社子会社の業務監査を行い、その結果や状況を定期的に当社の監査役に報告しております。また、監査役及び会計監査人と連携しながら、実効性のある内部監査の実施を目指しております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年6月1日から2025年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2024年6月1日残高	2,623,347	3,092,112	10,725,932	△634,143	15,807,248
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△297,451		△297,451
連結範囲の変動			△412		△412
親会社株主に帰属する当期純利益			986,017		986,017
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	688,153	－	688,153
2025年5月31日残高	2,623,347	3,092,112	11,414,085	△634,143	16,495,402

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計		
2024年6月1日残高	235,691	987,859	16,840	1,240,391	94,594	17,142,234
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△297,451
連結範囲の変動						△412
親会社株主に帰属する当期純利益						986,017
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△73,108	△43,579	48,616	△68,071	6,742	△61,328
連結会計年度中の変動額合計	△73,108	△43,579	48,616	△68,071	6,742	626,825
2025年5月31日残高	162,582	944,280	65,457	1,172,320	101,337	17,769,059

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	5社
連結子会社の名称	OptoSigma Corporation 上海西格瑪光机有限公司 OptoSigma Europe S.A.S. OptoSigma Germany GmbH OptoSigma Southeast Asia Pte. Ltd.

上記のうち、OptoSigma Germany GmbHについては、当連結会計年度において重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数	2社
持分法適用関連会社の名称	タックコート株式会社 LMS株式会社

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、上海西格瑪光机有限公司の決算日は12月末日、OptoSigma Corporation、OptoSigma Europe S.A.S.、OptoSigma Germany GmbH及びOptoSigma Southeast Asia Pte. Ltd.の決算日は3月末日となっております。連結計算書類作成にあたっては、上海西格瑪光机有限公司は3月末現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

(i) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

商品・製品・原材料・仕掛品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

主として最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(ii) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社：定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法

在外連結子会社：定額法

主な耐用年数

建物及び構築物 10～38年

機械装置及び運搬具 9年

無形固定資産

ソフトウェア

自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他

定額法

なお、上海西格瑪光机有限公司の土地使用权については、土地使用契約期間（550か月）に基づき每期均等償却しております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

長期前払費用

均等償却法

投資不動産

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法

主な耐用年数

建物及び構築物 15～42年

（Ⅲ）重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

受注損失引当金

当社は、受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

（Ⅳ）収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

当社及び連結子会社においては、要素部品事業においてレーザ用精密光学部品の製造及び販売を、並びにシステム製品事業において光学機器・装置の製造及び販売を、それぞれ行っております。これらについては、当社グループで予め定めた仕様に基づいた商品又は製品、若しくは顧客との契約で定めた仕様に基づいた商品又は製品を顧客に引き渡した時点で、顧客が支配を獲得し、履行義務を充足すると判断されることから、商品又は製品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しています。

これらの商品又は製品の販売に関する取引の対価は、商品又は製品の引き渡し後概ね1年以内に受領しており、重要な変動対価及び金融要素は含まれておりません。

なお、当社による設置作業を必要としない商品又は製品については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項を適用し、出荷時において収益を認識しています。

(v) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

③ 未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(vi) その他連結計算書類作成のための重要な事項

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

為替変動リスクのヘッジについては振当処理の要件を満たしているため、振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建金銭債務及び外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ管理規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っております。

二. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等（以下、「法人税等」という。）について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしていましたが、所得に対する法人税等について、その発生源泉となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することとし、その他の包括利益累計額に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又はその他の包括利益に関連し、かつ、株主資本又はその他の包括利益に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しています。

当該法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減するとともに、対応する金額をその他の包括利益累計額に加減しています。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 連結貸借対照表に計上した金額

商品及び製品	1,211,301千円
仕掛品	414,083千円
原材料及び貯蔵品	1,335,062千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは棚卸資産の評価について、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項」に記載しているとおり、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。

収益性の低下に基づく簿価切り下げについては、連結会計年度末において一定期間における過去の売価実績及び受注状況等により見積りした正味売却価額が製造原価を下回る場合には、主に当社において当該正味売却価額まで帳簿価額を切り下げしております。又、これに加えて、連結会計年度末において算出した品目ごとの回転期間又は滞留期間の閾値を超える棚卸資産については、過去の販売実績や今後の販売計画を基礎として見積りした今後の販売可能性に応じて、定期的に帳簿価額を切り下げしております。

当社グループでは現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、これらの見積りの前提となる経済情勢の変化や販売計画の見直し、販売価格の急激な変化があった場合には、翌連結会計年度において追加で損失が発生する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

減価償却累計額

有形固定資産	7,658,031千円
投資不動産	978,491千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式 (株)	7,552,628	—	—	7,552,628

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年7月11日 取締役会	普通株式	148,725千円	21円	2024年5月31日	2024年8月8日
2025年1月10日 取締役会	普通株式	148,725千円	21円	2024年11月30日	2025年2月13日

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年7月11日 取締役会	普通株式	148,725千円	利益剰余金	21円	2025年5月31日	2025年8月7日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

(i) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業遂行上の設備投資等に必要となる資金については主として自己資金を充当するとともに、銀行等金融機関からの借入により調達しております。又、一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。デリバティブ取引については、為替の変動リスクをヘッジするためのものに限定し、当社の内規である「デリバティブ管理規程」に基づき行っております。

(ii) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。又、海外で事業を遂行するにあたり生じる海外向けの営業債権については、円建取引とすることで為替変動リスクの回避を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主として満期保有目的の債券、公社債投資信託及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク又は取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5か月以内の支払期日であります。一部外貨建ての営業債務については為替の変動リスクに晒されております。又、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務については主に短期運転資金及び設備投資資金の調達を目的としており、期間は最長で4年であります。これについては固定金利による借入とすることで金利変動リスクの回避を図っております。

未払法人税等は、国内においては2か月以内に、海外においても翌事業年度中に納付期限が到来するものであります。

(iii) 金融商品に関するリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債券については、経理規程に従い、発行体の格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、又、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

外貨建ての営業債務に係る為替変動リスクについては、為替相場の状況に応じて必要に応じ、月別に把握された為替の変動リスクに対して先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引の執行及び管理については、取引権限等を定めた管理規程に従い、経理部門において行っております。取引実績については管理本部長に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経理部門において適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、必要とされる手許流動性を維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

(iv) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（(注) 参照）。又、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。加えて、「有価証券」に含まれる合同運用指定金銭信託及びMMFについては、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券	350,991	350,991	－
資産計	350,991	350,991	－
長期借入金	50,994	49,950	△1,043
負債計	50,994	49,950	△1,043

(注) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	680,788

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
株式	287,730	－	－	287,730
投資信託	49,524	－	－	49,524
転換社債型新株予約権付社債	－	－	13,229	13,229
新株予約権	－	－	507	507

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	49,950	－	49,950

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

投資有価証券

上場株式及び投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権は非上場株式に係るものであります。重要性が小さいことから帳簿価額をもって時価としており、レベル3の時価に分類しております。

負 債

長期借入金

長期借入金については、元利金の合計額を新規に同様の借入取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、東京都及び埼玉県において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや賃貸用住宅等を所有しております。なお、賃貸オフィスビルの一部については当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)			当連結会計年度末の時価 (千円)
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	149,293	△10,836	138,457	148,600
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	1,637,314	2,347	1,639,662	1,886,700

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 賃貸等不動産の当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は減価償却 (10,940千円) であります。
3. 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は設備等の更新による取得 (37,613千円) であり、減少額は減価償却 (35,265千円) であります。
4. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による鑑定評価額に指標等を用いて調整を行った金額であります。

又、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する当連結会計年度における損益は、次のとおりであります。

	賃貸収益 (千円)	賃貸費用 (千円)	差額 (千円)	その他 (千円)
賃貸等不動産	5,902	14,809	△8,907	－
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	111,143	104,382	6,760	－

(注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、営業部門及び管理部門として当社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は、計上されておられません。なお、当該不動産に係る費用 (減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等) については、賃貸費用に含まれております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント (千円)		合計 (千円)
	要素部品事業	システム製品事業	
日本	5,975,885	1,521,779	7,497,665
アメリカ	1,470,848	－	1,470,848
ヨーロッパ	910,450	－	910,450
アジア（日本を除く）	1,203,397	322,409	1,525,807
その他	174,289	1,467	175,756
顧客との契約から生じる収益	9,734,872	1,845,656	11,580,528
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	9,734,872	1,845,656	11,580,528

(注) 顧客との契約から生じる収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4)会計方針に関する事項 (iv) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(i) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,950,246千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,083,926千円
契約負債（期首残高）	165,706千円
契約負債（期末残高）	27,727千円

契約負債は、要素部品事業におけるレーザ用精密光学部品の製造及び販売、並びにシステム製品事業における光学機器・装置の製造及び販売において、顧客との契約に基づいて商品又は製品の顧客への引き渡し前に顧客から受け取った前受金であります。契約負債は商品又は製品を顧客に引き渡した時点で顧客が支配を獲得し、履行義務を充足することにより収益が認識されることによって、取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、165,706千円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が137,979千円減少した主な理由は、前受金の入金による増加及び収益の認識による前受金の減少であり、これによりそれぞれ、27,727千円増加し、165,706千円減少しております。

(ii) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社は、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,494円67銭
(2) 1株当たり当期純利益	139円23銭

10. その他の注記

(1) 退職給付関係

(i) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

(ii) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	723,913千円
勤務費用	30,792千円
利息費用	722千円
数理計算上の差異の発生額	△69,149千円
退職給付の支払額	△32,675千円
退職給付債務の期末残高	653,603千円

② 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

非積立型制度の退職給付債務	653,603千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	653,603千円
退職給付に係る負債	653,603千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	653,603千円

③ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	30,792千円
利息費用	722千円
数理計算上の差異の費用処理額	1,996千円
確定給付制度に係る退職給付費用	33,511千円

④ 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	△95,363千円
合 計	△95,363千円

⑤ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.4%

なお、当社では勤続年数別の勤続ポイントによる定額制を採用しており、予想昇給率は使用しておりません。

(iii) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、39,000千円であります。

(2) 金額の表示

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2024年6月1日から2025年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
2024年6月1日残高	2,623,347	3,092,112	3,092,112	197,670	3,700,000	4,829,357	8,727,027
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△297,451	△297,451
当期純利益						903,426	903,426
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	605,974	605,974
2025年5月31日残高	2,623,347	3,092,112	3,092,112	197,670	3,700,000	5,435,332	9,333,002

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
2024年6月1日残高	△634,143	13,808,344	235,691	235,691	14,044,035
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△297,451			△297,451
当期純利益		903,426			903,426
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）			△73,108	△73,108	△73,108
事業年度中の変動額合計	－	605,974	△73,108	△73,108	532,866
2025年5月31日残高	△634,143	14,414,319	162,582	162,582	14,576,902

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

商品・製品・原材料・仕掛品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法

主な耐用年数

建物 15～38年

機械装置 9年

無形固定資産

ソフトウェア

自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他

定額法

長期前払費用

均等償却法

投資不動産

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法

主な耐用年数

建物 15～42年

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

当社においては、要素部品事業においてレーザ用精密光学部品の製造及び販売を、並びにシステム製品事業において光学機器・装置の製造及び販売を、それぞれ行っております。これらについては、当社で予め定めた仕様に基づいた商品又は製品、若しくは顧客との契約で定めた仕様に基づいた商品又は製品を顧客に引き渡した時点で、顧客が支配を獲得し、履行義務を充足すると判断されることから、商品又は製品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しています。

これらの商品又は製品の販売に関する取引の対価は、商品又は製品の引き渡し後概ね1年以内に受領しており、重要な変動対価及び金融要素は含まれておりません。

なお、当社による設置作業を必要としない商品又は製品については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項を適用し、出荷時ににおいて収益を認識しています。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

為替変動リスクのヘッジについては振当処理の要件を満たしているため、振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建金銭債務及び外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ管理規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等(以下、「法人税等」という。)について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしていましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及び評価・換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又は評価・換算差額等に関連し、かつ、株主資本又は評価・換算差額等に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しています。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減するとともに、対応する金額を資本剰余金又は評価・換算差額等のうち、適切な区分に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用しております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 貸借対照表に計上した金額

商品及び製品	934,418千円
仕掛品	379,343千円
原材料及び貯蔵品	1,200,266千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では棚卸資産の評価について、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (1) 資産の評価基準及び評価方法」に記載しているとおり、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。

収益性の低下に基づく簿価切り下げについては、当事業年度末において一定期間における過去の売価実績及び受注状況等により見積りした正味売却価額が製造原価を下回る場合には、当該正味売却価額まで帳簿価額を切り下げております。又、これに加えて、当事業年度末において算出した品目ごとの回転期間又は滞留期間の閾値を超える棚卸資産については、過去の販売実績や今後の販売計画を基礎として見積りした今後の販売可能性に応じて、定期的に帳簿価額を切り下げております。

当社では現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、これらの見積りの前提となる経済情勢の変化や販売計画の見直し、販売価格の急激な変化があった場合には、翌事業年度において追加で損失が発生する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 減価償却累計額

有形固定資産	6,080,268千円
投資不動産	978,491千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	121,492千円
長期金銭債権	41,331千円
短期金銭債務	67,813千円

(3) 取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債務(役員賞与)	20,800千円
長期金銭債務(役員退職慰労金)	23,830千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	784,875千円
仕入高及び外注加工費	889,221千円
営業取引以外の取引高	
受取利息	851千円
受取配当金	31,371千円
資産の貸付	3,627千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の総数に関する事項

自己株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式（株）	470,450	－	－	470,450

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

役員退職慰労金に係る未払金	7,473千円
棚卸資産評価損	173,155千円
関係会社株式評価損	94,870千円
減損損失	76,417千円
退職給付引当金	234,876千円
減価償却費	11,967千円
その他	39,446千円
繰延税金資産小計	638,207千円
評価性引当額	△255,113千円
繰延税金資産合計	383,094千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△74,135千円
繰延税金負債合計	△74,135千円
繰延税金資産の純額	308,958千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年6月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から31.4%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は7,291千円増加し、法人税等調整額が9,419千円、その他有価証券評価差額金が2,127千円、それぞれ減少しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,058円25銭
(2) 1株当たり当期純利益	127円56銭

10. その他の注記

金額の表示

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。